

令和6年6月から 入院時の食費の負担額が変わります

- ・令和6年6月1日から、入院時の食事代について、健康保険法等の規定に基づき、食材費相当額をご負担いただくこととなりました。

〔入院時1食あたりの負担額〕

区分		令和6年 5月31日まで	令和6年 6月1日から
①	一般の方	460円	490円
②	住民税非課税の世帯に 属する方（③を除く）	210円	過去1年間の入院期間が90日以内 230円
		160円	過去1年間の入院期間が90日超 180円
③	②のうち、所得が一定基準 に満たない方など	100円	110円
④	小児慢性特定疾病児童等・ 指定難病患者	260円	280円

※②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する減額認定証を、被保険者証等に添えて医療機関の窓口へ提出してください。

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者（健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、国民健康保険組合、共済組合）までお問い合わせください